

伊勢市こども計画（案）策定補足資料

1. 骨子案からの主な変更点

第1章

- ・ こども表記の注釈について（p1）
- ・ ひとり親家庭自立促進計画の記述を追加（p1, p2 ほか）
- ・ 「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に修正、関連する法律名を修正（p2 ほか）
- ・ SDGs との関係を追加（p3 ほか）
- ・ 「1-7 こども計画に基づき実施する施設整備事業」の追加

第2章

- ・ 「2-1 就学前のこどもの教育・保育の現状」と
「2-2 就学前児童数の状況とこどもの教育・保育に関する環境について」の
掲載順を入れ替え（p13、p15）

第3章

- ・ 基本理念の変更「つながりで 笑顔あふれるこども・若者を育むまち いせ」（p31）
（参考）
第2期「つながりで 子どもの笑顔と 健やかな育ちを実現するまち いせ」
- ・ 指標の表現を見直し（p39）

第4章（前回の資料2）

- ・ 各ライフステージごとにめざす姿、目標設定、確保策を記載（p40～69）
- ・ 施策を追加
 - Ⅲ－（1）「こども食堂の推進」（p48）
 - Ⅲ－（5）「こども・若者の意見表明・社会参画の取組」（p52）
 - Ⅴ－（3）「障がいのあるこどもと家庭への支援」、「医療的ケア児への支援」の
記述変更（p61 を本資料 p4 の記述へ変更）
 - Ⅴ－（5）ひとり親家庭自立促進計画を定義（p65）
 - Ⅴ－（5）「自立支援プログラムの策定」（p65）
 - Ⅴ－（5）「養育費確保の講座（ひとり親セミナー）」（p66）
 - Ⅴ－（5）「母子寡婦福祉会の活動支援」（p66）
 - Ⅴ－（9）「地域子育て相談機関」（p68 へ本資料 p4 の記述を追加）
 - －（●）「児童手当」（p●へ本資料 p4 の記述を追加）
- ・ 施策を削除
 - Ⅲ－（9）次世代の親の育成（p53）

第5章（前回の資料1）

- ・子ども・子育て支援事業計画（こども計画に包含）の量の見込みと確保方策を設定
教育・保育（p76～78）
地域子ども・子育て支援事業（p79～91） ※p89(14)からは新規事業
- ・2-4「教育・保育の一定的提供及び体制の確保」、
2-5「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」を記載（p92）
- ・第2期計画の「放課後子ども総合プラン」を「放課後児童対策パッケージ」に変更
（p93）

第6章（前回の資料3）

- ・主な変更はありません

第7章

- ・計画の推進体制を掲載（p111）

2. 要検討事項

- ・市長あいさつページ
- ・表記の統一
- ・掲載するアンケート結果の抽出
- ・伊勢市子ども・子育て会議委員名簿の掲載
- ・見やすさを意識したレイアウトの修正・イラストの挿入

3. 今後の流れ

- （1）今回会議（11月7日）
 - ・伊勢市こども計画（中間案）の提案
- （2）上記の審議を踏まえ、
 - ・市議会教育民生委員会へ中間案の報告（11月中旬）、
 - ・中間案のパブリックコメント実施（12月中旬～1月中旬）、
 - ・伊勢市子ども・子育て会議委員意見聴取（11月～1月中旬）
- （3）次回会議（1月下旬～2月上旬）
 - ・伊勢市こども計画（最終案）審議

1 - 1 基本理念

こどもは、社会の希望であり、生まれながらに無限の可能性を秘めた、未来をつくるかけがえのない存在であるとともに、こどもの幸せは社会全体の願いです。

こどもは権利の主体であることを認識した上で、こどもの基本的人権を尊重し、現在と未来の「こどもの最善の利益」を最優先に考え、子育ての第一義的責任を有する保護者を支援していくことが重要です。虐待、いじめ、犯罪・事故などからこどもを守り、困難な状況にあるこどもを誰一人取り残さず、きめ細かな支援を進めなければなりません。

こどもの意見を尊重し、一人ひとりの個性を大切に、健やかな育ちを等しく保障し、夢や希望を持って、将来を切り開くチャレンジを後押ししていくことが必要です。そして、若い世代が、仕事と生活を調和させながら社会で活躍し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進め、子育てやこどもの成長に安心と喜びを感じることができる支援をしていくことが重要となります。

本市では、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せに生活できる“こどもみんなか社会”を実現するために、市民、行政、団体や企業、地域コミュニティをはじめ、地域社会全体でこども・若者の成長をはぐくみ、子育てを支え合えることをめざします。こども・若者の意見が尊重され、社会の様々な活動に参画し、子育て家庭も地域の様々な人々とつながりを持ち、地域社会の絆を大切にしてい、みんなが手をつないでこども・若者がかがやき笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

本計画では、これらを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

つながりで 笑顔あふれる

こども・若者を育むまち いせ

(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援 (p61)

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
障がいのあるこどもと家庭への支援	障がいや発育・発達に心配のあるこども一人一人が、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育て・子育てができるよう支援を進めていきます。また、障害児相談支援や障害児通所支援の提供体制を確保するとともに、障がいのあるこどもを介護する家族の一時的な休息を図るため、日中一時支援事業の充実を図ります。		こども発達支援室 健康課 高齢・障がい福祉課 保育課
医療的ケア児への支援	<u>相談支援や関係機関等が共通の理解に基づき、医療的ケア児とその家族に寄り添う総合的な支援体制の構築を図るとともに、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、緊急時の支援等の体制整備を進めます。</u> 医療が必要な障がいのあるこどもが入所している保育所等に、加配補助員、看護師等を配置するとともに、児童が利用している訪問看護ステーションの看護師を保育所等に派遣し、児童、保育所職員へ医療的ケアの専門指導支援を行います。また、私立園において、医療的ケア児の受け入れに対し、必要な支援を行います。		高齢・障がい福祉課 保育課

(9) 相談支援・情報提供の充実 (p68)

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域子育て相談機関	子育て世代の身近な相談機関である地域子育て相談機関について、その役割を担う施設を設置します。	概ね中学校区に1か所の設置	保育課

(●) ●● (p●)

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童手当	児童を養育する家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境を整え、こどもの健全な成長を支援するため18歳到達後最初の年度末までの児童を養育する家庭に手当を支給します。		子育て応援課